

意見書

平成26年12月15日

法制審議会 民法（債権関係）部会 御中

| | | | | |
|-----|---|---|---|----|
| 弁護士 | 柳 | 沢 | 尚 | 武 |
| 弁護士 | 佐 | 藤 | 哲 | 之 |
| 弁護士 | 奥 | 泉 | 尚 | 洋 |
| 弁護士 | 長 | 野 | 真 | 一郎 |
| 弁護士 | 小 | 宮 | 和 | 彦 |
| 弁護士 | 奥 | 村 | 秀 | 二 |
| 弁護士 | 青 | 木 | 貴 | 央 |
| 弁護士 | 瀬 | 川 | 宏 | 貴 |

第1 意見の趣旨

民法724条後段の規定が消滅時効を定めたものであることを明確化する改正の趣旨が、実体法の規定内容を変えるものではなく、民法の解釈のあり方を明らかにしたものであることに鑑み、法施行日前に確定判決等により権利消滅が法的に確定した場合を除き、法施行時において既に発生している不法行為債権について、債権発生後20年を経過したか否かを問わず、改正法で明確化される724条後段が時効であるという解釈が適用されることを明らかにされるよう求める。

第2 意見の理由

1 724条後段改正の趣旨～他の条項とは異なる特殊性があること～

貴部会において、民法724条後段の改正を提案する趣旨は、同法の規定内容を変えるものではなく、同法の解釈のあり方を明らかにするものであると考えられる。その点で、同法の改正の趣旨は、貴部会で検討されている他の条項とは異なる特殊性を有するものである。

例えば、「民法(債権関係)の改正に関する要綱案のたたき台(4)」(部会資料69A9頁)では、改正案の趣旨は、「条文上明らかでなく、疑義が生じている」724条後段について、「正義・公平の理念」「起草者は20年の期間制限を消滅時効であると考えていた」等を理由に消滅時効であることを明らか

にするものであることが示されており、また、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」（平成23年4月12日決定）112頁では、「不法行為の時から20年という期間制限（同条後段）に関して、判例は除斥期間としているが」、「これが時効であることを明確にする方向で、更に検討してはどうか。」とされており、「時効であることを明確にする」ことが改正案の趣旨であるとされている。同様に、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」75頁以下でも、改正案の提案理由を、「民法第724条後段の期間制限が同条前段と同様に時効期間についての規律であることを明らかにする」と明言している。

以上のように、民法724条後段の改正を提案する趣旨は、「除斥期間」である現行法を「消滅時効」に変えるものではなく、現行法の解釈上、「条文上明らかでなく、疑義が生じている」724条後段について、「時効であることを明確にする」ものである。その点で実体法を変更する他の条項とは異なる特殊性を有するものである。

2 時効解釈を法施行前の行為に適用することと法的安定性

(1) 724条後段が時効であるという解釈を明らかにする改正法を、法施行前の行為（法施行日において20年の期間が経過している行為を含む。以下同じ）により発生した不法行為債権に適用することについては法的安定性を害し、特に、法施行日において発生から20年の期間が経過している不法行為債権に適用することは、一旦除斥として消滅した権利を復活させるものであり、法的安定性を害する程度が大きく、上記不法行為債権に適用することは相当でないとの指摘がありうる。

そこで、こうした指摘を念頭において、改正法は、法施行日前に発生した不法行為債権にも適用されるとしても、発生後20年の期間が経過していない不法行為債権についてのみ適用されるとの考え方がありうる。

(2) しかしながら、この考え方に基づいて、法施行日前に不法行為債権が発生していても、発生後20年の期間が経過していない不法行為債権については改正後が適用される旨の経過規定が置かれると、その反対解釈として、法施行日に不法行為債権発生後20年を経過しているものは、724条後段の規定を除斥と解する判例（最判平成元年12月21日〔以下「平成元年判決」という〕）が適用されることを改正法が法認したかのように誤解され、改正法の趣旨が、「除斥期間」である現行法を「消滅時効」に変えるものではな

く、現行法の解釈上、「条文上明らかでなく、疑義が生じている」724条後段について、「時効であることを明確にする」ものであることと整合しない結果をもたらすことが懸念される。

本件改正法の趣旨を踏まえれば、経過規定において、改正法が、平成元年判決による724条後段の解釈を確定させたものと誤解を生じかねない規定を置くことは相当ではない。

(3) 法施行前の行為により発生した不法行為債権に改正法を適用すると法的安定性が害されるという指摘については、以下の点を指摘できる。

第1に、不法行為に基づく損害賠償債務は法定債権であり、契約等によって生じる債権とは違い、取引関係者の法的地位の安全はあまり問題にならないことに加え、「加害者につき時効制度とは別に除斥期間によって保護すべき特段の事情は認められず、また、被害者の損害賠償請求権の行使期間を一定の期間に制限すべき公益上の必要性も認められない」（平成21年4月28日判決に付された裁判官田原睦夫の意見〔以下「田原意見」という〕）。改正法の趣旨を法施行前の行為に当てはめることにより法的安定性が害されるとされるが、そこで問題となるのは債務者（加害者）の利益であるところ、上記の通り、その利益の侵害の程度は大きくない。

第2に、田原意見が述べている通り、724条後段の規定を時効と解すると加害者の援用が必要となるが、これにより「個々の事案において、その援用が権利濫用や信義則違反に該当すると認められる場合には、その援用の効力を否定するという既に確立した手法を用いることができるのであって、損害賠償請求権という個別性の強い事案において、当該事案に応じた社会的に妥当な解決を導くことができる」。よって、改正法の趣旨を法施行前の行為に適用しても、法的安定性を害することは考え難い。

第3に、田原意見にあるとおり、「民法724条の文意からすれば、後段の規定は時効と解するのが自然な解釈であり、また、学説が指摘するようにその立法経緯からしても時効と解すべきものであることに加え、学界では、平成元年判決に対しては批判が強く、今日では、民法724条後段の規定は除斥期間ではなく、時効期間を定めたものと解する説が多数を占めて」いる。そもそも、平成元年判決までは、724条後段を時効と解する判例も多数存し、実務上も時効として処理されていたケースも多いと認められる。さらに、724条後段を除斥と解するのは判例法理であり、判例変更により解釈が変更される可能性があることは予測可能である。したがって、今回の改正を踏

まえて、724条後段は時効であることを明確にしたとしても、法的安定性が害される程度は大きくはない。

第4に、下記の通り、民法解釈を変更すべきことが田原意見及び学説において提示されており、改正法の経過規定により、このような解釈の変更を閉ざすことを行うべきではない。すなわち、田原意見は、724条後段の規定を除斥期間と解すると具体的妥当な解決を図ることは法論理的に極めて難しく、他方、時効期間を定めたものと解することにより具体的に妥当な解決を図る上で理論上の問題はなく、また、そのように解しても不法行為法の体系に特段の支障を及ぼすとは認められず、さらに、そのように解することが今日の学界の趨勢及び世界各国の債権法の流れに沿うとして、「平成元年判決は変更されるべきである」と指摘した。また、学説では、今回の改正法の要綱仮案の決定を受けて、「今後（少なくとも改正法成立後）は、改正法成立前の民法が適用される事件の判決も、724条後段の20年を消滅時効とする解釈をすべきであり、最高裁であれば判例変更をもって対応すべきであろう」という指摘がされている（松久三四彦「消滅時効」法律時報86巻12号60頁注13）。仮に、改正法の経過規定において、改正法の趣旨が法施行前の行為に対して適用されることを明記しないとしても、今後の民法解釈において、改正法の趣旨を法施行前の行為の解釈において当てはめることを否定すると誤解させるような経過規定を置くことは相当ではない。

第5に、不法行為には様々ケースがあり、国がその政策を遂行するうえで違法に被害を発生させたケースもある。このようなケースに除斥を適用して発生から20年を経過した被害者を一律救済から排除することは、国の遂行された政策に関する責任を放棄させるばかりでなく、国民の国の政策への信頼を喪失させることになる。産業の発展を支援する国の政策や国の福利厚生政策によって利益を享受した国民は、国策の陰で犠牲になった少数の被害者を放置することなく、同じ国民として万全の救済を行うべきである。

第6に、以上の各点は、法施行時に不法行為の時から20年が経過しているケースにおいても当てはまり、法施行時に不法行為債権発生から20年が経過しているか否かで区別する理由はない。除斥により消滅した権利を復活させるものという指摘は、除斥という解釈は、平成元年判決による判例法理であり、変更の可能性を元々内在していることを看過している。田原意見が「実務上は、上記の平成元年判決を受け、その後の下級審裁判例が、民法724条後段の規定を除斥期間と解する運用をなしているところから、ここで

上記判例変更をなす場合には、一定の混乱が生じかねない可能性がある。しかし、上記の判例変更の結果を受けて真に救済せざるを得ない事案は、社会的には極く僅かに止まり、また、それは個別に対応することが可能であると推察されるのであって、判例変更が社会的に相当な混乱を引き起こすおそれはないと思われる」と指摘している通りであり、解釈を変更することによる不都合を過大視するのは相当ではない。

3 結論

以上のとおり、724条後段の改正の趣旨は、同法の規定が消滅時効を定めたものであることを、解釈上疑義が生じないようにしたものであり、実体法の規定内容を変えるものではないことからすれば、改正法の施行前に生じた不法行為についても、724条後段は消滅時効であるとする解釈が適用されることに合理性がある。また、正義・公平に反する除斥期間解釈を正すという改正理由からしても、改正法の施行前に発生した不法行為について、時効解釈を適用することが要請されている。

よって、民法724条後段の改正については、改正法施行前に生じた不法行為においても改正法が適用されるべきであり、724条後段の改正に関する経過規定としては、「724条（後段）の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する」などとするのが適切であると考えられる。

仮に法施行前の行為により発生した不法行為債権すべてへの適用することが適切でないと判断され、発生後20年の期間が経過していない不法行為債権について改正後が適用される旨の経過規定を置くとしても、その反対解釈として、法施行時に20年が経過している場合には除斥であるという解釈が本改正によって確定されたという考え（誤解）が公に肯定されないようにすべきである。例えば、「法施行時に発生から20年が経過した不法行為債権については、民法724条（後段）の規定の改正は、旧規定の解釈を明示したものであることに鑑み、同規定の改正の趣旨を踏まえて、改正前の724条（後段）の解釈を行うものとする。」という規定を併記することにより、改正法が法施行日において20年の期間が経過している不法行為債権について適用されないとしても、同債権に適用される改正前の民法724条に関し、改正法の趣旨を踏まえた解釈が行われるべきであることを明示すべきである。

以 上